

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年7月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与及び民間従業員データ(平成19年4月1日現在)

区 分	津 南 町					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
全 体	42.9歳	21人	248,376円	288,538円	256,252円	—	—	—	—
うち給食調理員	46.0歳	7人	275,143円	344,862円	280,800円	調理士	39.9歳	247,600円	1.39
うち用務員	56.1歳	3人	278,367円	297,100円	297,100円	用務員	53.9歳	227,200円	1.31
うち看護助手 その他	37.0歳	11人	223,164円	250,361円	229,491円	—	—	—	—
新潟県	47.3歳	747人	349,067円	392,850円	—	—	—	—	—
国	48.8歳	5,193人	287,094円	—	320,514円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
全 体	—	—	—
給食調理員	5,414,808円	3,350,800円	1.62
用務員	4,893,458円	3,284,300円	1.49
看護助手 その他	4,008,815円	—	—

(注)

1. 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
2. 「平均給料月額」とは、給料月額と毎月支払われる諸手当の額を合計したものです。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
3. 民間データは、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計のデータを使用しています。(平成16～18年の3か年平均)
4. 技能労務職員の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、採用条件、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
5. 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」データは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
6. 区分のうち「その他」は、自動車運転員、ボイラー技師、調剤員です。職員数が各々1名で、別個に集計すると個人が特定されるため、看護助手等を含めて集計しています。

(2) 職種ごとの年齢別の人数

(単位:人)

区 分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
全 体		3		2	2	3	1		2	4	4		21
うち給食調理員					1	1	1		2	1	1		7
うち用務員										1	2		3
うち看護助手 その他		3		2	1	2				2	1		11

(3) その他給与に関する事項

○ 給料表

国家公務員の行政職俸給表(二)に準じた給料表を適用。ただし、国の5級制とは異なり4級制を採用しています。

○ 技能労務職の特殊勤務手当

特殊勤務手当一覧

支給対象職員	手当名称	支給要件・内容	手当額
看護助手	夜間看護手当	深夜において行われる看護業務に従事した場合、その勤務時間に応じて支給	1回 4時間以上 3,300円 2～4時間 2,900円 2時間未満 2,100円
給食調理員 用務員	※ 支給されている特殊勤務手当はなし。		

○ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間の勤務成績や勤務日数に応じ、昇給の有無や程度を決定します。

(4) 現在までの取組み状況

○ 平成18年4月、国の給与構造改革に準じ、給与水準を平均で1.2%引き下げました。

○ 民間委託の状況

平成16年から学校給食センターの調理業務を民間に委託しています。

○ 給食調理員、用務員については、昭和62年度から退職者不補充とし、臨時職員等で対応しています。

○ 自動車運転員については、平成9年度から退職者不補充とし、臨時職員等で対応しています。

2 今後の見直しに向けた基本的な考え方

厳しい財政状況の中、行政需要や多様化する住民ニーズに的確に対応するとともに、必要なサービス水準の維持のため、業務の統廃合、民間委託等を推進し効率的な行政運営を目指しています。このような中、技能労務職員については一部の職種を除き、現在、新規の採用は行っていません。今後の考え方としては、原則、自動車運転員、ボイラー技師及び用務員については退職者不補充とし、不足人員については臨時職員等の雇用で対応することとします。

また、民間委託が可能な業務については、順次、民間委託へ移行することとします。

3 具体的な取組内容

(1) 給料表について

給料表の適用については、国に準じているため、引き続きこれを継続していく予定です。
なお、国において見直し等がなされた場合は、基本的には国と同様の見直しを行うこととします。

(2) 手当について

特殊勤務手当は「夜間看護手当」のみであり、現在のところ見直しの予定はありません。

(3) 昇給のあり方について

57歳以上の職員については、昇給の抑制(4号給を2号給に)をしています。(平成18年度)

(4) 民間委託の推進について

事務事業の性質及び内容を十分に精査したうえで、民間に委ねることが可能な業務については、積極的に業務委託を推進します。